

受付印

上場株式等の所得に関する市県民税申告不要等申出書
 年度（ 年分）

年 月 日

笠岡市長 殿

■ 納税義務者

現住所			
1月1日現在の住所			
フリガナ 氏名	〒	生年月日	T・S・H 年 月 日
		電話番号	

代理人の場合 氏名 _____ 続柄 _____ 電話番号 _____

■ 確定申告した上場株式等の配当・譲渡所得の内容

確定申告した上場株式等の所得			市県民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税15.315%（復興特別所得税分含む）と市県民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものです。（所得税20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません。）
 ※注意 上記の表の市県民税の源泉徴収税額の記載誤り等があり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で市県民税を課税することがあります。

■ 申告する番号に○をつけてください。

- 1 上記の確定申告した上場株式等の所得について、市県民税では申告しません。
- 2 上記の確定申告した上場株式等の所得について、市県民税では次のとおりの所得として申告します。

市県民税で申告する上場株式等の所得			市県民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

2は、次の例の場合に使用します。

（例） 確定申告で分離課税した配当所得を市県民税では総合課税で申告する。

- ※ 原則として、該当年度の申告期限（3月15日）までにこの申告書を提出することが必要です。ただし、期限を過ぎても、納税通知書が送達されるまでに提出されたものは有効です。（該当する納税通知書がすでに送達されている場合は、この申告は無効となります。）
- ※ 申告不要制度（市県民税では申告しない）を選択した場合は、配当割額、株式等譲渡所得割額、配当控除の適用はありません。

- 必要な書類
- 1 所得税の確定申告書の控えの写し
 - 2 特定口座年間取引報告書の写し
 - 3 市県民税の申告書（この申出書の提出の際に申告書を作成します。）

申告書の提出先 笠岡市役所税務課市民税係
 住所：〒714-8601 笠岡市中央町1-1
 電話：0865-69-2116